

平成14年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成14年9月25日

午前 9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
4番	山本直子	5番	松田正
6番	中西和夫	7番	野呂民平
8番	里川宜志子	10番	西谷剛周
11番	萬里川美代子	12番	中川靖広
13番	喜多郁子	14番	浅井正八
15番	木田守彦	16番	吉川勝義

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	上埜幸弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	野崎一也	健康推進課長	西田哲也
環境対策課長	清水孝悦	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 決算審査特別委員長報告について

日程 5. 各常任委員会の先進地視察について

日程 6. 議会運営委員会の先進地視察について

日程 7. 都市基盤整備特別委員会の先進地視察について

日程 8. 斑鳩町議会先進地視察について

日程 9. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 10. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 議案第39号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

追加日程 2. 議案第40号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長 (小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。これより本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従って議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。12番、中川委員長。

○建設水道常任委員長 (中川靖広君) それでは、建設水道常任委員会の審査結果についての報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月18日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず初めに、開会后休憩をとり、第1浄水場の現地視察を行いました。現在は、生物接触ろ過池において、水道水として適合する水質になるよう生物の準用を行っており、今後保健所の許可を得た後、新施設から給水開始を行い、旧施設の撤去と残りの施設の整備に取りかかる予定をしているとの説明がありました。

質疑については、各課報告事項の中でお受けしましたが、委員より、敷地の境界については、立ち会いを行いきちんとしておいてほしいと述べられ、担当課長より、再度確認を行っていくとの答弁がありました。

また、委員より、この施設は飲料水を扱うことから、危機管理に努められ、防犯上遺漏のないよう要請がありました。

次に、本会議からの付託議案であります議案第37号 平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、理事者側より説明を求めました。担当課長より、上水道の高料金対策の一環として、給水原価が高い企業体に対し、金利負担の軽減を図り、水道料金を抑制する目的である借換債が許可されたことに伴い、収入の部で企業債が5,180万円、支出の部では企業債償還金が5,210万円、それぞれ増額するとの説明を受けました。

委員から、現在高金利の企業債はどれくらい残っているのかとの質問があり、担当部長

より、7%以上の利率のものが約2億円ほど残っているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものといたしました。

次に、議案第38号 平成14年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題とし、理事者側より説明を求めました。担当課長より、本工事については、法隆寺西大門から富之里までの間で、文化財に隣接するところから、推進工法により施工するもので、8月29日、13社による指名競争入札を行った結果、株式会社青山組が7,623万円で落札し、本工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであるとの説明を受けました。

若干の質疑応答の後、本件についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものといたしました。

次に、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、町の公共下水道の進捗状況については、コーポ東浦前の流域下水道への接続の公共1号は、掘削工事に先立つ地下埋設物の調査として現地立ち会いを行った。この調査により、各埋設管周辺の施工方法等の検討に日数を要したことから、11月1日の工期を11月22日までに変更した。次に、服部2丁目の公共2号、3号、4号は、それぞれ約20%の進捗率である。次に、歴史的環境整備街路事業であります西里垣内南側の東西線である公共5号については、約5%の進捗率であるとの報告があり、次に下水道使用料と加入負担金については、広域7町の繰入金状況及び下水道使用料金の状況、また使用料金を120円、加入負担金を10万円と16万円に算定した下水道事業の収支見通しについて、提出された資料に基づいて説明がありました。

本件について質疑を求めたところ、委員より、使用料120円というのは、広域7町のお他町と比べて2割から5割近く高くなっている。なぜ近隣の王寺町、河合町とかと同じにできないのか、もう少し考慮できないのかと尋ねられ、理事者側より、王寺、上牧、河合町地域は第2浄化センターということで流域地域も違う。維持管理費や工事にかかった費用など、起債の償還等を含め、供用開始がおくれるほど社会状況等も違ってくる。また、平成36年度までの試算によると、一般会計の繰出金は4億円で限度があり、こうしたことすべてを考慮して試算すれば、使用料120円、加入負担金10万円が町としては適切な単価であるとの考えが再度示されました。

次に、町営住宅建設については、目安北団地建設工事の進捗状況について、本体工事は住居棟の杭打ちが完了し、基礎及び地中梁の型枠組み立てを行っているところであり、1

0月上旬には、基礎及び地中梁のコンクリート打設に入る予定である。進捗率については、本体工事が8%、電気設備工事が12%、エレベーター工事が1%であるとの報告を受けました。

委員より、本件に関連して、町営住宅の募集に係る入居者選定の審査については、できれば困窮度を十分に加味できるような進め方をしてもらいたいとの意見がありました。

以上、これら継続審査事案については、一定の審査をしたということで終わりました。

続いて、各課報告事項として、道路5カ年計画の進捗について、斑鳩の里ふるさと秋祭りについて、違反広告物についてなど、各担当課より事務事業の経過、処理についての報告を受けました。委員より若干の質疑があり、理事者側より一定の答弁がされておりますが、ご報告を省略させていただきます。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査事案の主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会として、1つ、公共下水道事業に関することについて、2つ、町営住宅建設について、3つ、委員会条例第2条第1項第3号に定める所管事項について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

また、当委員会所管事務について、先進地視察を計画し、計画書を議長に提出しております。いずれも議員各位のご理解を賜りますようお願いし、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。8番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本会議より付託を受けました4議案並びに継続審査案件などの審査のため、9月17日、全委員出席のもと委員会を開催させていただきましたので、その概要と結果についてご報告をさせていただきます。

まず初めに、議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者から要旨により説明を受けたところ、1つ、今回の値上げによる増収は幾らになるか、2つ、年度途中の保育料額の変更について、3つ、同じ年齢の子どもが通う幼稚園では、地方交付税算入の基準額の単位費用が200円上がっているが、今

回は見合わされたことについて、4つ、幼保一元化の進捗状況についての質問があり、1については、園児244名中93名が該当し、12カ月を掛けると11万1,600円となる。2については、現在やっていない。状況等を見て改善できれば所得基準で考えたいが、今のところ考えていない。3番目には、夜間保育導入の際、国基準の80%から85%にさせていただいた経過がある。幼稚園は幼稚園として考えるべき問題である。4つ目につきましては、プロジェクトチームでの検討を細かく分析しているが、双方の管轄が違うこと、保育料などの違いなど十分整合がとれる形でない、後々いろいろな問題があることから、より慎重に検討をしているとそれぞれ答弁がされました。

本件については、当委員会として、原案どおり可決することに異議があるとの申し出がありましたので、賛否の討論を行いました。

反対意見として、わずか11万1,600円の増収となる今回の値上げですが、健康保険の改正や児童扶養手当の改正など住民の負担増の中見送るべき。同年齢の子どもの幼稚園は、基準額が上がっても今回は見送った経過もある。特に保育所の保育料の滞納状況を見る中で、大変な家庭も多いことから、納得できない。また、今後年度途中の保育料の柔軟な対応と幼保一元化の慎重な対応の要望もつけられたものでした。

賛成意見としては、保育所運営については、議会の要望も考慮され、夜間、低年齢、障害児、一時保育などの実施で充実に努められている。保育料は、国基準の85%で、階層区分の細分化をし、保育者の負担軽減を図られていることから、今回の国の徴収基準額表に基づく保育料決定はやむを得ないというものでした。

討論の後採決をしたところ、本件については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第32号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、議案第34号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第36号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、当委員会として全会一致で可決すべきものと決しました。

ただし、介護保険については、13年度黒字決算や、来年度の保険料見直しの時期なので、3点にわたる要望が出されました。

次に、継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題とし、説明を求めたところ、9月2日に第2回目の整備検討委員会を開催し、整備基本計画に基づいて順次逐条的に検討していただき、各委員より多数ご意見をいただいたところで、10

月下旬にはそれらの取りまとめをし一定の方向性を示せるよう整理をしているところであると説明があり、委員から格別の質疑もなく、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項に入る前に、10月からの健康保険制度の改正に伴い、斑鳩町の国民健康保険条例、国民健康保険税条例の改正が必要となることへの取り扱いについてを協議いたしました。県からの最終通達が9月20日ごろとなることから、本日の委員会でも確定できていないので、9月30日付で町長の専決処分とすることでよしとするのか、また町民に大きくかかわることや、他の議会では議案となって提出されているところもあることから、最終日に間に合えば、追加日程として提出をお願いするか委員皆さんの意見を集約させていただいたところ、理事者側も用意ができることが確認できましたので、最終日に追加日程として提出していただくことでまとめました。

その結果、当委員会としては、提出が予定されている案件として、健康保険制度の改正について、並びにそれに伴う斑鳩町国民健康保険条例の一部改正について、斑鳩町国民健康保険税条例の一部改正についての説明を求め、担当より、提出された資料と条例改正の要旨に基づき説明を受けました。

質疑として、1つに、老健で低額制から定率制となり、しかも償還払いとなることで、低所得者の方には厳しい状況にならないか。2つとして、受診抑制とにならないか。3つとして、平群町、三郷町では、既に議案として議会に提出されていることについて等があり、1については、立てかえ払いでは、国、県の指導もあり、できるだけ早い時期で処理をして償還を受けてもらえるようにしたい。連合会での償還該当者のチェック等検討したい。2つについては、前回の改正でも受診抑制にならなかったという結果がある。3つについては、議会の開会日と議案配付の関係もあるが、県からの最終的な通達の確定が20日ごろになることから、確定できていない条例案を提出することはどうかということで、きちっと決まった段階で提案すべきであると考えた。以上の答弁がありました。

この案件については、最終日に追加日程として提出が予定されていることから、事前に説明を受け、一定の審査をしたということで終わりました。

次に、各課報告事項として、1つには、議案第33号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、環境対策課と福祉課に係る説明があり、質疑として、支援費制度への移行準備の予算となっているが、福祉課内の現状で十分態勢がとれるのかとあり、市町村に権限委譲されるもので相当な事務

量があり、現状ではかなり厳しい状況になるだろうとの答弁がありました。

2つとして、住民基本台帳ネットワークシステムについての報告を求めたところ、8月19日に、1万34世帯に配達記録郵便で送付した通知票の状況は、9月12日現在で、配達済み9,376件、不在585件、配達先不明54件、受け取り拒否19件となっており、不在については、郵便局からの不在はがきと身分証明書を持参していただき、順次住民課窓口でお渡ししている。なお、住民票コードの変更申請は30件になっていると報告を受けました。

質疑として、1、受け取り拒否の内容は分析されているのか。2、配達方法や配達状況について、3、不在585件の取り扱いについて、4、配達先不明54件の取り扱いについて、5、来年からのICカードの将来的な見通しについてなどがあり、理事者より一定の答弁がされ、各課所管に関する報告を受け、了承したということで終わりました。

次に、その他について委員より意見質疑をお受けしたところ、1つに、町制55周年記念事業の夢フェスタに出展予定の飯島町が販売を中止したのは、報道のあった無認可農薬と関連があるのか、2つには、国民年金徴収が国へ移行されて収納率が大幅に上がったと報道されていたが、国民健康保険も国に移管したほうが同様の効果があるのではないか。また、税の徴収を県単位で行う考え方について。3つ目として、児童扶養手当の制度改正で、斑鳩町でどれぐらいの給付減が生じたか。また、現況届の申請書については、当初の様式では大きな問題となっていたが、当町ではどうだったかなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上が、開会中における当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ぜひごらんいただきたいと思います。

なお、当委員会の継続審査として、1つ、(仮称)総合福祉会館整備計画について、2つ、委員会条例第2条第1項第2号に定める所管事務については、閉会中も引き続き調査をすることと決し、また先進地視察についての計画書について、議長に申し入れてありますことを申し添えまして、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。議員皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長(小野隆雄君) 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。7番、野呂委員長。

○総務常任委員長(野呂民平君) 総務常任委員会の審査結果についての報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案などの審査のため、9月20日、全委員出席し、委員会を開催しました。その審査事案についての概要と結果を報告いたします。

まず、付託議案の審査ですが、いずれの事案についても、定例会初日の本会議におきまして提出議案の趣旨説明が行われていることを前提にしながら、理事者側より説明を受け、審査を行いました結果、議案第33号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、議案第35号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算（第1号）について、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）は、いずれも特筆すべき質疑などもなく、満場一致で原案どおり可決承認すべきものと決しました。

次に、継続審査案件について、藤ノ木古墳周辺整備に関することについては、整備基本計画の見直しについて、現在そのたたき台を内部で取りまとめをしており、11月ごろに予定している整備検討委員会に示し、検討をいただくことにしている。

また一方、来年度予定している発掘調査については、県との共同調査となることから、現在檀原考古学研究所と時期及び調査方法について協議を進めているとの報告を受け了承いたしました。

次に、その他審査事項で、地方税源の充実確保に関する意見書についてを審査いたしました。この件については、全国町村議長会からの要望で、意見書の採択提出を求められたものでありますが、この意見書の取り扱いについて論議をいたしましたが、内容が十分に理解できていない面があったり、また委員より、この意見書の趣旨に賛同しかねる部分があるとの意見が出され、当委員会としては、この意見書の取り扱いについては、9月議会での提案を見送ることにいたしました。

続いて、各課報告事項といたしまして、まず（仮称）地域交流館建設計画についてであります。前回の委員会で要請のありました地域交流館建設計画に対する町の統一見解が示されました。

その内容は、1つ、建設計画の位置づけについては、計画の着工は平成10年度において当分の間延期したものであるが、この建設計画は現在においても本町の重要な施策として位置づけされている。2つ、建設計画の変更については、基本的には建設計画の変更はしていないが、設置箇所については再検討をする必要がある。3つ、建設計画の着工時期については、現在総合福祉会館の建設については、平成15年度、16年度での施工を予

定しており、この着工のめどがついた段階で、担当常任委員会の議を得て取りまとめ進めていきたいとのことであります。

当委員会は、この統一見解を了承することといたしました。

次に、大字龍田財産区財産（下司田池）に係る「建物収去土地明渡請求事件」については、平成11年10月に奈良地方裁判所に訴状を提出し、その後今日まで21回の公判が開かれ、その間当方及び相手方もそれぞれ主張を行う中で、裁判官より、本件は和解が望ましいのではとの意見があった。そうしたことから、和解に向けての公判を続ける中で、今回相手側より、釣り堀を廃業する条件に下司田池を払い下げをしてほしいとの要望が出された。当町としては、下司田池の水利組合と協議する中で、水利権及び付近の消防水利面からも一定の面積は残す必要があることから、全面積の半分は残したいと考えている。なお、仮に払い下げとした場合の価格及び相手の賃貸借割合については、公平公正さを保つ意味からも裁判所から提示されるよう主張しているところであるとの説明を受けました。

委員から、この提訴に至った1つの原因として、釣り堀営業に対する付近住民からの不満がある。被告側が下司田池を払い下げて何に使用するのか、廃業するというはっきりした確約はあるのか。裁判を進めるについて、地元にはどう理解を求めようと考えているのか。このことに触れないで、当事者同士の関係になると、このことによって新たなトラブルが予測される。その辺の配慮はどうかといった質疑意見が出されました。

当委員会としては、今日段階においての基本的な対応措置として、1つ、現在の下司田池を縮小して防火池としての機能の保持をする。2つ、土地の払い下げについてはやむを得ないと考えている。具体的には、今後の和解訴訟の中で十分に詰めていく。3つ、周辺住民に不満の残らないよう慎重に対応を進めていく。町側よりこの3点の態度表明が行われたことを確認し、今後の進め方の基本的な姿勢として受けとめ、今後の推移を見守ることといたしました。

そのほか、各課からの報告事項として、平成14年度人事院勧告と町の対応について、地方税の徴収対策に伴う奈良県税務職員の派遣について、町民プールの利用状況について報告されました。

以上が、開会中におきます当委員会にかかわります主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理していますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

。

最後に、閉会中の継続審査案件として、1つ、藤ノ木古墳周辺整備に関するものについて、2つ、委員会条例第2条第1項第1号に定める所管事務について調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

また、当委員会所管事項について、先進地視察を計画し、計画書を議長に提出しています。いずれも議員各位のご理解を賜りますようお願いし、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程4、決算審査特別委員長報告について、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。4番、山本委員長。

○決算審査特別委員長（山本直子君） それでは、決算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本会議から付託を受けました平成13年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか6特別会計の認定の審査を行うため、9月10日、11日、13日の3日間にわたり当委員会を開催をいたしました。その内容と審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、9月10日午前9時より、全委員出席のもと委員会を開催し、審査の方法についてお諮りをいたしましたところ、各委員に異議なく、これに基づいて審査を行うことにいたしました。

審査に当たり、初めに代表監査委員より決算審査意見書に基づく報告をお受けし、委員より質疑はなく、終了することといたしました。

続いて、収入役より、平成13年度斑鳩町一般会計及び各特別会計の決算概要についての説明を受け、これに対する質疑をお受けいたしました。

委員より、行政財産と普通財産というのが、行政サイドで思惑があつてどうにでもなるという形のものとして扱われているような気がする。例えば、iセンターの用地や集会所の関係や西の山住宅の保育所用地は一体どのような基準なのかとの質問があり、検討をさせていただきたいものもあるが、町で条例制定をしているものについては、行政財産としているとの答弁がありました。また、当初予算と決算を見て組まれた補正の中身が、ほとんど経常経費の関係で終わってしまっていることについて、何を特徴として補正が組まれどう有効に使われたのかという点については不十分なところがあるのではないかと指摘があり、真摯に受けとめたいとの答弁が行われています。

以上で、決算概要説明の質疑を終え、一般会計から順次審査を行うことといたしました。

初めに、本会議から付託を受けました認定第3号 平成13年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ることとし、第1款議会費から各款ごとに説明を受け審査をいたしました。

第1款議会費では、質疑はございませんでした。

第2款総務費では、1、コミュニティバスの乗車人数が2割以上ふえたことについて、伸びた原因は何か。2、行政の事業事務執行についての認識にかかわるが、斑鳩町の人権意識は高いと認識しているのか。3、チャイルドシートの助成件数が減っている理由は何か。4、住民基本台帳ネットワークの構築について、すべて町の負担になるのか。全国の情報センターの維持管理費も市町村の負担と聞いているがどうなのかとの質問があり、1については、試行期間であった平成12年度の運行経路を見直したことで、福祉バスを申し込み制にされて、コミュニティバスを利用されていることで人数がふえたと分析している。2については、無関心層が多いようなこともあり、人権問題にかかわってさまざま啓発活動を行っているが、関係者には非常にご苦勞をかけているが、なかなか集まりにくいのが現状である。3については、条例施行後すぐに町民の皆さんが申し込み対応をされたので、次年度にあたる平成13年度については、申し込みが少なくなったこととあわせ、再利用が進んでいることが原因である。4については、住民基本台帳ネットワークの整備にかかる費用は、すべて町費でまかなっている。全国情報センターの維持管理費については、市町村負担ということは聞いていないとの答弁がありました。

次に、第3款民生費について、1、ふれあい交流センターいきいきの里の充実という観点から、ゲートボール場の利用状況はどうなっているのか。利用効率が本当に上がっていないのであれば、多目的な関係で会議が多少できるようなスタイルにでもしたらどうか。2、保育料の収入未済について、学童保育室の関係ではどういう状況が起こっていると担当は把握しているのかとの質問があり、1については、今すぐどうかということにならないが、十分な検討期間の中で、どういう活用をするのがいいのかアンケートなどもとって考えてみたい。2については、現在の生活状況の中で、苦しくて払えないという事情があるとの答弁がありました。

続いて、第4款衛生費についての質疑に入り、委員より、1、ごみ収集車の運転マナーについて、スピード面での苦情を町民から聞いているので対応をしてほしい。2、最近、乳幼児の虐待というようなことも多くあり、乳児健診の受診率をできるだけ上げていただきたいがどうかとの質問があり、1については、以前からも苦情を受けているので十分指

導する。2については、乳児の訪問指導を子どもの出生後2、3カ月ぐらいして行っており、訪問時にも虐待については十分念頭に置いて注意をしながら健診に回っているとの答弁がありました。

第5款農林水産業費について、委員より、農業委員さんの選挙が2回とも無投票ということについて、町はどう考えているのか。農業委員さんの定数が多過ぎるのかとの質問があり、当然選挙があつてしかるべしと考えるが、みずから立候補されようとする方が少ないというのが実情だと思われる。定数の是正ということではなしに、地域性の組み合わせという弊害があるようで、地域、地域から出ていただくということになれば選挙になってくると思われるとの答弁がありました。

次に、第6款商工費について、委員より、斑鳩の里ふるさと秋祭りの開催では、町として取り組みに不十分な点があつたのではないかと質問があり、法隆寺地域の太鼓台5台が参加をされなかったということがあるが、将来を見据えて世代を超えて一緒にふれあう機会づくりが大切と考えるとの答弁がありました。

次に、第7款土木費について、委員より、1、町内の中では談合をしているのではないかと噂を耳にすることがあるが、抜本的な改革として一般競争入札をすべきと思うがどうか。2、なぜ町は、公共嘱託登記土地家屋調査士協会に業務を委託するのか。3、町が委託した協会には、社員である議員がおり、社員別担当調書を見る限り、635万3,550円の金額があり、町は町民に疑念を抱かせないような事務執行に努力すべきと思うがどうかとの質問がありました。

1については、国において、公共工事の入札及び適正化に関する法律ができ、一般競争入札の導入の促進について言われている。町としても、どのような方法がよいか考えており、一定金額のものについては、一般競争入札の導入をしている。2については、専門的な技能が要するため、組織的な協会に業務委託をしている。3については、結果として言えることであり、町としては、だれが担当するのかについては関与していないとの答弁がありました。

次に、第8款消防費について、委員より、西和消防組合の分担費の根拠についての質問があり、一定の答弁が行われました。

次に、第9款教育費について、委員より、1、学校給食について、牛肉の取り扱いについては、現在どのようになっているのか。2、青少年野外活動センターについては、利用が少ないようだが、実際に活動して使われる方に、自分たちで使いやすいように整備をし

てもらえば利用がふえるのではないか。3、学校図書館の整備にかかわって、国も本をふやしていくとの方針を出されているが、斑鳩町の学校図書館の蔵書数は、平均的な冊数に届いているのか。4、成人式の記念写真について、取りにこられていない分についてどう考えているのかとの質問がありました。

1について、BSEの問題が発生して以来、牛肉の使用は自粛しており、現在も使っていない。再開の目安としては、学校給食委員会と協議をしたい。2については、利用者の意見を十分聞きながら、町は必要なことを整備をしていく。3については、来年度からは司書教諭が必置になることともあわせて、計画を立てながら図書館の整備を行いたい。4については、15%の方が受け取られていない。せっかくの記念写真でもあり、全員取りに着ていただけるよう今後考えていきたいとの答弁がありました。

なお、委員から、学校給食で使われる米や野菜については、残留農薬のこともあるので気をつけていただきたいとの要請がありました。

第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費については、質疑はなく、歳出に対する質疑を終わり、次に歳入全般についての質疑をお受けいたしました。委員より質疑はなく、これをもって一般会計歳入歳出に対する質疑を終了することといたしました。

続いて、認定第4号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査をすることとし、委員より、国保の加入世帯がふえていると思われるが、滞納の状況を見る中で、短期被保険者証の発行によって医療抑制になっているのではないかと質問があり、国保の加入率は、平成14年4月1日現在で31.3%であること、短期被保険者証の対応で医療抑制は起こっていないとの答弁があり、審査を終えることといたしました。

次に、認定第5号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行いました。委員より質疑はなく、審査を終えることといたしました。

次に、認定第6号 平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行いました。委員より若干の質疑があり、答弁が行われ、審査を終了しておりますが、ここでは詳細は割愛させていただきます。

次に、認定第7号 平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行いました。委員より、若干の質問と、それに対する答弁が行われて審査を終了させていただいていますが、割愛をさせていただきます。

次に、認定第8号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より質疑はなく、審査を終了することといたしました。

次に、認定第9号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行うことといたしました。委員より、1、介護保険運営協議会は、14年度になって何回ぐらい持たれているのか。2、斑鳩町の場合幸いにして黒字であるということだが、見込みは確かであったのか。3、施設の入所数は155人で、給付全体の67%を占めているとの数字が出されているが、待機者があるとするのであれば、その入所にはどのような手だてを講じればいいのかとの質疑があり、計画の83.6%しか執行していない主な原因については、計画に比べて要介護認定者がやや少なかったこと、想定をしていなかったことだが、要介護認定を受けていても介護サービスを受けていないという方が出てこられたこと、在宅サービスの支給限度額に対する給付率が、当初予定していた49%ではなく40%にとどまったことにあるとの答弁があり、審査を終えています。

ここで、認定第3号 平成13年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とするとの申し出があり、討論を行うことといたしました。

初めに、本件を認定することについて反対の意見を求めましたところ、住民基本台帳ネットワークシステムについては、個人情報保護についての措置を政府は講ずるとして附則に明記しているにもかかわらず、世論を無視して開始をしている。町村には、その準備に莫大な費用負担をさせており、町として、人権、セキュリティ、コスト、地方分権の観点から、責任ある対応をすべきである。安堵町小集落地区改良事業については、一般の事業と同じ考え方で取り組むべきである。また、斑鳩町における登記業務の委託については、不透明さが感じられ、住民に不信感を持たれることのないようにすべきとの反対意見がありました。

次に、本件を認定することに賛成の意見を求めましたところ、決算審査に当たっては、大局的な見地から、当該予算の執行によって当初予期していた行政効果が上げられたのか、最大限発揮することができたのかに注目をして審議をしてきたが、当初予算時の計画どおり執行をされていると考えている。厳しい経済状況の中で、住民の要請にこたえて、住民福祉の向上を図るため、諸施策の推進に真剣に取り組まれてきたものと考え賛成の意見とするというものでした。

賛否両論でありましたので、採決を行いましたところ、賛成多数で当委員会として認定すべきものと決しました。

続いて、認定第4号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、それぞれお諮りをさせていただきましたところ、すべて異議なく、6特別会計につきましては、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

以上が本会議から付託を受けました一般会計及び特別会計についての当委員会での審査の概要と結果でございます。詳しくは会議録に後刻整理をさせていただきたいと思っておりますので、ごらんをいただければ幸いです。ご清聴をいただきありがとうございます。

○議長（小野隆雄君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。4番、山本議員。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ただいま議題となっております議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

私ども斑鳩町の保育、特に保育行政にかかわって、大変よくやっただいていてということについては、この場で感謝を申し上げたいというふうに思っています。また、現場で、それぞれの担当者の皆さんがご苦勞をいただいているということについても、感謝を申し上げたいと思います。

しかし、今回提案をされました条例の一部を改正する条例についてであります。提案の内容を見させていただきますと、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付基準の一部改正が行われ、結果として平成14年度の保育所徴収金基準額表の徴収金額基準月額の一部が改正されたことによって、当町においては、国の保育所徴収金基準額表をもとに保育料を決定していることから合わせたいということが、条例を改正する要旨だという

ふうに理解をいたしました。

しかし、このことについては、私は斑鳩町としての立場が、必ずしもきちんと根拠を示されて明確にされているというふうには思いません。先ほどの委員長報告の中にもございましたが、児童扶養手当が改められ、母親の就労支援、就労を奨励していくという形の中で、実質的には児童扶養手当の金額が切り下げられ減額をされているという実情があります。また、決算の中でも、保育料の納入については、かなりしんどいということが担当も把握をされているということが明らかになってきました。

こういった状況の中では、今回100円のアップで、しかも総額としては93人の方が該当をされ、11万1,600円という総額であります。今回、このことについてはぜひともこらえてほしかったというのが私の率直な気持ちであります。

先ほどから申し上げましたが、国が上げたから町もそれに追随するというのであれば、私は説得力としてかなり根拠を欠くのではないかというふうに思っています。たった100円のことというふうに思われるかもしれませんが、特に保育料の問題については、これまで私たち斑鳩町の議会の中においても、それが本当に値上げとして必要であれば、委員会の中で、議会の中できちんと議論をしてきた経緯があるというふうに思います。今回そういう形の中で条例が提出をされてきているということについては、私はとても残念だということを申し添えまして反対の意見とさせていただきたいと思います。委員皆様のご理解を得させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 賛成の立場から意見を申し上げます。

議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を申し述べさせていただきます。

保育所の運営については、午前7時30分から午後6時30分までの11時間にわたる長時間の保育を実施し、さらに保護者の就労形態の変化にこたえるための午後8時までの延長保育も実施されているところであります。また、ゼロ歳児から低年齢児保育を初め、障害児保育、一時的保育を実施されるなど多様な保育ニーズに対応し、保育の充実に努められておられます。

そうした中、保育料は国の基準の85%に抑え、所得階層区分についても細分化を引き続き実施されており、保護者の負担の軽減を図っておられます。

このことから、今回、国の徴収金基準額表の保育単価の金額が改正されたことにより、当町においても国の徴収金基準額表をもとに保育料を決定していることから、保育料徴収金額を平成15年度から改正されることについて、やむを得ないものと理解し、賛成するものであります。

今後も、さまざまな女性の就労形態に対応し、就労と育児の両立支援等保育所運営の一層の充実を図られ、子育て支援の拠点として一層の努力をお願いし、賛成の意見といたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（小野隆雄君） 起立多数であります。よって議案第31号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第32号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第32号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第33号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第33号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第34号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第34号については、満場一致

で可決いたされました。

続いて、議案第35号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第35号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第36号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第36号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第37号 平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第37号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第38号 平成14年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第38号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって承認第6号については、満場一致で

承認いたされました。

続いて、認定第3号 平成13年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、一般会計決算の反対討論を行います。

1つは、住民基本台帳法の改定に伴いまして、住民基本台帳ネットワークシステムの構築を進め、916万5,000円を支出しています。政府は、確約していた個人情報保護法をつくらず実施いたしました。しかも、その有用性においては、現在のところ、利便性がほとんどといってよいほどなく、活用度に疑問があります。このことから言いますと、法律の制定そのものと、政治の信用を失墜させたと言えると思います。

科学技術の発展に伴う情報化社会の急速な進展と、それに伴う社会の要請は、ますますコンピュータ等そのコンテンツを必要とすることは避けられませんが、情報のセキュリティと個人情報の保護が、社会、国民の正常な状態を保障し保つためには絶対必要であります。ゆえに、多くの国民から抗議の声が上がり、幾つかの自治体の首長も抗議し、斑鳩町議会も、全員一致で決議をいたしました。

しかし、理事者側として、政府に抗議の一つもしなかったのは、まことに残念であります。しかし、問題が起これば直ちに遮断すると答弁しており、その言葉どおりに運用することに念を押しておきたいと思います。

次に、安堵町の小集落改良事業への支出については、一貫して問題視してきましたが、1986年から2001年末で、総事業費33億8,886万円のうち、当町が2億3,615万円を支出していることを申しておきます。そして、時限立法が切れた今、直ちに支出をとめることを要求します。私どもは、同和事業の一般事業化を主張しております。

3つとしては、ふるさと秋祭りについても、肝心の地元法隆寺地区の理解が得られないようでは、祭りが成功するわけがなく、町民が主人公の祭りになっていないことを如実に示しているものと言えます。

4つ目は、消防第2分団の詰所の建設に関し、町の施設をつくるのに定期借地にし建設することに厳しく、購入と借地料の損得、50年の期限について問題点を指摘いたしました。さらに、その後も、総合福社会館の用地を定期借地で行うとし、しかも場所も狭く、全町的に見て位置も悪く、借地料も消防第2分団と同様の高額でありました。おまけにその用地も、助役と元助役の土地も含まれており、元助役が用地交渉の中心でありました。

私を初め議会の厳しい指摘で断念いたしました。これも長期政権の一つのおごりのあらわれではないかと思うわけであり。政治倫理条例に、助役、収入役も含める条例改正をするよう強く求めるものであります。

5つ目は、今日自治体が発注する事業につきましては、談合などが行われぬように、政治家が鈴木宗男のようにかかわらないように、正当な競争が保障され、町民、国民負担を軽減するため、少しでも安く発注できるよう努力しています。しかし、土地家屋調査業務は、協会に発注する無競争の発注受注であり、事実上独占企業と同じであります。町内業者は、今、町のわずかな金額の仕事をもらうのにも厳しく、利益が出ないという声をたびたび聞いております。決算委員会で町が出した資料では、小野現議長の協会からの配分額は、平成12年度で233万6,250円が、平成13年度は、議長に就任した年でもありますが、635万3,550円の配分受注になっています。幾ら契約上は土地家屋調査士協会であるとはいえども、平成12年度は14名中の9番目の受注額が、平成13年度は上から3番目の受注額であります。

斑鳩町の政治倫理条例は、目的として、第1条で、この条例は、町政の担い手たる町長及び議会議員が、町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼にこたえるとともに、あわせて町民にも町政に対する正しい認識と自覚を喚起し、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とすると規定し、第2条では、町長及び議員の責務並びに政治倫理基準として、第2条 町長及び議員は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、その高潔性を実証するとともに、常に町民全体の利益を擁護し、公共の利益を損なう次のようなことがあってはならないと規定し、第2条の(1)で、町民全体の奉仕者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為と規定し、(3)では、町並びに町が関係する公共工事(下請工事を含む)、業務委託、物品納入云々と規定しています。さらに、第3項では、町長及び議員は、政治倫理に違反する事実があるとの疑いを持たれた場合には、第5条に定める政治倫理審査会に出席し、みずから潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないと規定しているわけであり。

この条例の精神に立つならば、議会の代表という職務からいっても、みずから受注を断るのが当然であり、町も、条例からいっても、協会に仕事の配分について、現職議員には

配分しないよう要請すべきであります。

いずれにいたしましても、条例の規定に照らせば、李下に冠をたかさずであります。年間の議員歳費より多い多額の金の出所は、町、つまり町民の公金であります。

6つとして、また幹部職員の退職についても、議員にも退職のあいさつをし、退職届を受領しながら、圧力に屈して撤回を認め処理するなどは、全く人事の不透明性を引き起こし、抗議の投書を議員にするような職員の大きな不信となっています。法どおり、だれでも60歳まで勤務ができるようにすべきであります。人事は、公平が第一であります。最近の中途退職者が多いことや、臨時職員、パートの多いことも、注意を喚起しておきたいと思えます。

7つ目には、大型事業が優先第1になってきており、生活関連の予算に厳しいことでもあります。

①としては、今回の悲しくなるような、額からいっても、保育料の値上げもその1つです。一方、毎年5億円弱の金をため、大型事業に備えておるわけでもあります。

②としましては、通勤、通学、買い物など、在来の町道の改善が幾ら議会で取り上げても、ひとつもしないことでもあります。町たるものは、交通整理のガードマンであってはなりません。本来のみずからの職務は、交通整理のガードマンの要らない安全な生活道路をつくることでもあります。長野の知事や先進の首長は、そのため現場を走り回っておるわけでもあります。万代スーパーの車の進入も、北から来ては入らせないと議会で約束しながら、店側は南から来るのを堂々ととめ、入らせています。店側に3車線にさせるべきであります。いずれは交通事故が起こるでございましょう。

③としては、この間も、子どもから、公園が遠いと、母親とともども苦情を言われました。計画も上宮公園だけでとまっております。

④としては、中規模コミュニティセンターもとまったままで、自治会集会所も、補助金を少し上げても、要求の強い駅周辺などを初め全町的に建てる自治会が出てきておらないのが実情であります。

⑤としては、介護保険、来年度は値上げであります。平群や御所市は軽減しておりますが、町長は国の言いなりのままであります。

⑥として、おまけに滝実氏のような、鈴木宗男から700円ももらっていた人を応援しているようではだめであります。少なくとも町民に私は釈明すべきであると思えます。

⑦としては、最後に、駅舎改築を初め大型公共事業と財政の問題、そして合併問題の

問題点の町民への周知、住民投票条例の検討など、強く要請し反対討論といたします。

以上であります。

○議長（小野隆雄君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。1

1番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 認定第3号 平成13年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

厳しい社会経済状況の中で、町長の平成13年度決算に対する提案説明にも述べられていますように、斑鳩町が直面する課題への対応と、重点施策の着実な推進に積極的に取り組んでこられたと考えます。

具体的な例を挙げますと、男女共同参画社会づくりセミナー等を開催し、一人一人の人権を尊重する社会づくりの推進、福祉の充実では、保育園での夜8時までの延長保育及び安全対策の拡充、学童保育室の開室時間延長、介護予防対策など引き続き施策の充実努力をされております。

教育環境の充実では、小中学校においては、総合的な学習や情報教育に積極的に取り組まれるとともに、安全で快適な学校生活を目指し、トイレの改修や安全対策にも取り組まれました。

魅力的なまちづくりでは、いかるがパークウェイを重点事業として、都市計画道路法隆寺線や法隆寺藤ノ木線等の整備及び町内道路の整備に努められてきました。

時代の要請でもある環境問題につきましては、粗大ごみの収集体制の拡充に努められるとともに、ISO14001の認証取得に向けた取り組みも行われております。

また、斑鳩町を町内外に発信するために、聖徳太子がいかるがの宮を造営されてから1400年を記念して、斑鳩の里が持つ歴史、文化的資源を再認識する機会とするため、多数の参加者の中で各種イベントを開催されました。

このことから、町は、今日の厳しい経済情勢の中でありながら、住民のさまざまな要望にこたえ、住民福祉の向上を図るため、諸施策の推進に真剣に取り組まれてきたものと考えます。

なお、先ほどの反対意見にありました住民基本台帳の改定に伴い、個人情報に対して私たちが強く政府に申し入れを行いました。今後も、このことについてはさらに申し入れを行い、政府に期待していきたいと思います。

そのほか、安堵町の小集落地区改良事業について、ふるさと秋祭りについて、消防第2

分団詰所建設に係る土地の借地、公共嘱託登記の問題などについて、その他いろいろと反対の立場から意見を述べられました。また、それ以上に、一般会計歳入歳出決算の認定に関係のないことまで述べられておりましたが、いずれの問題も、それぞれの事業を推進する上で必要なもの、またはやむを得ないものであると考えます。

最後に、監査審査及び決算審査特別委員会で議論並びに各委員からの指摘に対しては、町長、助役を初めとする町職員は、十分各委員の思いを受けとめ、さらなる町政の発展を願い、町行政の一層の努力をお願いをして私の賛成の意見といたします。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほど反対の中で、定期借地関係でも高い金額でということは、金額はまだ定まっておられませんし、何も全くそういうことはございませんし、そういう多額の金額ということは、まだ決まったことも全くないわけですから、その辺のこと等、あるいはそういう訂正いただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 暫時休憩します。

（午前10時47分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（小野隆雄君） 起立多数であります。よって認定第3号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第4号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって認定第4号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第5号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につい

てお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって認定第5号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第6号 平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって認定第6号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第7号 平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって認定第7号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第8号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって認定第8号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第9号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって認定第9号については、満場一致で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配付をいたしております追加日程1、議案第39号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、追加日程2、議案第40号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、議案第39号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、追加日程2、議案第40号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、議案第39号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、議案第39号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) それでは、私のほうから議案第39号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第39号

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成14年9月25日提出

斑鳩町長 小城利重

新旧対照表の説明は省略をさせていただきます、一番最後のページに添付をさせていただきます。また、要旨の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(要旨)

「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第102号)が平成14年8

月2日公布され、同年10月1日から施行されることに伴い、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の所得割額の算定方法が見直しされましたことにより、所要の改正を行うものでございます。

改正点といたしまして、1つ、給与所得特別控除の廃止、2つ、青色事業専従者給与及び事業専従者控除の適用、3つといたしまして、公的年金等特別控除の廃止、4つといたしまして、長期譲渡所得等の特別控除の適用でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議を賜りまして、満場一致で原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。7番、野呂議員

。

○7番（野呂民平君） ちょっと理解がしにくいんで、今のいわゆる要旨の1、2、3、4と上げてあるわけでありましてけれども、もう少しわかるように説明をお願いしたいと思います。

これは、国保税の所得割額の算定方法にかかわるものである。このことは理解できるわけですが、1番の給与所得特別控除の廃止、これは大体理解はできるわけですが、もう少し一般的な言葉で、こうなったらどないなんねやというようにそれぞれ説明をお願いしたいというように思います。特に、2番目の青色事業専従者給与及び事業専従者控除の、こっちは適用と、こうなっておるわけですね。あと、3番目は廃止ということでありまして、これはわかるわけですが、その辺を特によろしく願います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、1つ目の給与所得別控除の廃止でございますけれども、これにつきましては、国民健康保険税の算定方法の見直しということで、給与所得の特別控除が上乗せをされて控除されている部分がございます。それが最高2万円になっておりますけれども、それが廃止されるものでございます。住民税につきましては、昭和38

年から廃止がされているところでございます。

次に、2つ目の青色事業専従者給与及び事業専従者控除の適用ということでございますけれども、住民税には適用がございます。国民健康保険税では、事業主の所得から控除されていなかった部分でございます。

次に、3つ目の、公的年金等の特別控除の廃止ということでございますが、国民健康保

険税で上乗せをされております17万円の特別控除が廃止をされるということでございます。

それから、4つ目の長期譲渡所得の特別控除の適用ということでございますけれども、今まで住民税には適用がされておったんですけれども、国民保険税には適用がなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 今の言葉でも恐らく理解ができないんじゃないかというように思うんですね。税務課長のほうが的確に説明できるというように思うんですけれども、この辺いわゆる所得が、所得に関してふえるか減るかというようなことで負担が変わってくるというようになると思うんですけれども、その辺のことを私はきちっとわかるように説明をしてください、こういうことを言っているわけです。

○住民生活部長（中井克巳君） 西田課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 西田健康推進課長。

○健康推進課長（西田哲也君） 今回のこの健康保険税条例の改正につきまして、今、部長のほうからも、各項目によりましてご説明申し上げたとおりでございまして、まず改正をするべきことになった理由から申し上げますと、市町村での住民税等の取り扱いが違ふということもございまして、そして、それらを住民税との課税ベースに合わせるということとか、世代内の負担の公平を図る観点から見直しをされたこととございまして、今委員おっしゃってますように、給与所得者、また事業所得者、そういった方々の収入の所得割額を算定するにつきまして、こういった改正をされたところでございまして、給与所得の特別控除の廃止ということで、給与所得者に対しましては、今まで0.5%の上乗せということで、最高の2万円を控除させていただいていたものを廃止させていただくということで、給与所得者の分につきましては、若干の負担がふえるということになります。

青色事業専従者等事業専従者控除等につきましても、今までは控除の対象になっていなかった。住民税では適用されておりましたが、国民健康保険の算定では所得からの控除がされていなかったということで、その分につきましては軽減が図られたということでございます。

また、公的年金の特別控除につきましても、それぞれの所得を算定する中では、公的年

金のものにつきましては控除されておりましたけれども、国民健康保険税ではさらに17万円の特別控除をさせていただいたということで、そのものが二重の控除になるのではないかとということで廃止をされたということで、若干その分につきましては負担がふえと。

また、譲渡所得の件につきましても、家を買いかえたという方たちで所得として算定されて、5,000万控除、3,000万控除の適用がなかったわけでございますけれども、そういうことから、最高額の保険税が課税されているということも勘案する中での長期譲渡所得の特別控除が適用されたということで、この分につきましても軽減になっているというふうに考えております。

なお、この改正に伴います斑鳩町の13年度のベースでございますけれども、試算によりますと、約1,300万程度の減額になるのではないかとというふうに試算をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 依然として難しいですね、理解がね。いわゆる国保は、ご承知のように4つの要素からなってますね。所得割、それから世帯割とか平等割とかなっておりますけれども、その部分のいわゆる所得割に関係してくることですね。ですから、所得が一体どうなるのかと。いわゆる所得がこのことによって、例えば1番の給与所得の特別控除の廃止、これ言ってますわね、政府はね。配偶者特別控除を廃止すると、こういうようなことを言っているわけでしょう。そういったものは、即すなわち所得が上がるということですね。ですから、所得が上がったらその所得対象額が上がるということでありますから、それに掛ける額が変わらなかつたら税額がふえると、こういうことになるわけですね、端的に。そういうことがわかるようにちゃんと説明してくださいということを私は単に言っているに過ぎないんですね。ですから、これは税務課長しか説明ができへんのかなとか、よくわかるように説明するにはね。そういうことを申しているわけです。ですから、2番についても、一体これはどういうことになんねやと、個人の所得がね。そういう説明をしてくださいと言っているわけです。

○議長（小野隆雄君） 植嶋税務課長。

○税務課長（植嶋滋継君） 今回の改正の内容でございますが、税の関係につきましては、税の所得でございますが、これについては増税がないというふうに考えております。た

だ、税と国保税の均衡を図るといような形の中の改正になるということでございます。

○議長（小野隆雄君） ほかございませんか。 ——これで質疑を終結いたします。

本案については、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議ありとのことです。これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） これは、今の質疑で必ずしも明確にならなかったわけですが

も、いわゆる要旨の改正点の1番、3番ですね、いわゆる給与所得控除の特別控除の廃止、そして3つ目の公的年金など特別控除の廃止と、これがやはり所得に深く関係しますから、特に低所得者に対して私は影響が大きいと、こういうことが言えると思うんです。

例えば、4番目の長期譲渡所得等の特別控除の適用といいますけれども、これは理由として、家を建てかえるときなんかにはちょっとかわいそうなんではないかというようなことでありますけれども、しかしこれらは非常に大きな金額が動きますし、それと同時にそうでない場合、家を建てかえるというような条件でない場合、多額のいわゆる土地等不動産を処分して、そして限度額いっぱいまでかかるということでもありますから、こういうものを軽減するということになりますと、私はやっぱり収入が国保会計そうでなくとも苦しいのに、高額所得者からはやっぱりいただくというようなことについては、これはやっぱり堅持すべき項目だというように考えておるわけです。

そして、今回のいわゆる改悪案というのは、これは相当ひどいんですね。例えば70歳未満について言いますと、上位所得者、月収56万円以上、現行制度では12万1,800円プラス60万9,000円を超えた医療費の1%と、こういうようになっております。それから、一般は、6万3,600円プラス31万8,000円を超えた医療費の1%、そして低所得者は、これは住民税非課税世帯、これは3万5,400円になっておるわけですね。現行はこういうことなんです。

それをどういいうぐあいにこの10月から引き上げるかと言いますと、上位所得者では、13万9,800円プラス46万6,000円を超えた医療費の1%、こういうぐあいになります。それから一般では、6万3,600円プラス何がしと、こうなっていたわけですが、それが7万2,300円プラス24万1,000円を超えた医療費の1%、こういう改悪ですね。

さらに、70歳以上はどないなるかと言いましたら、外来につきましては、今、一般、低所得者とも3,200円と、大病院では5,300円と、こういうようになっておるわけでありませう。入院につきましては、一般は3万7,200円、そして低所得者の住民税非課税世帯については2万4,600円と。老齢福祉年金受給者につきましては、1万5,000円と。これが現行なんですね。

それが、今回の改悪されたらどうなるかと言いましたら、一定以上の所得者、外来は、4万200円になるわけですね、実にね。そして、入院は、7万2,300円プラス36万1,500円を超えた医療費の1%になるわけですね。それから、一般は、これは今まで3,200円、大病院へ行ったら5,300円でしたけども、これが外来が1万2,000円になると。そして、入院した場合は、2万4,600円が4万200円になるわけですね。まことにひどい内容であります。

それから、低所得者はどうなるかと。先ほど言いました住民税非課税世帯などですね。外来が3,200円、そして大病院が5,300円だったわけですね。それが、何と、8,000円になるわけですね。そして、入院したら、これも、非課税世帯で入院は2万4,600円と、それから老齢福祉年金受給者は1万5,000円ですけれども、それがそれぞれ2万4,600円と1万5,000円ですね、これは変わりがないわけでありませうけれども。

そのように、いわゆる外来については、非常に大きな負担額になるということでありませう。

こういう比較をいたしましても、今回の改悪というのがいかに、70歳未満、あるいは70歳以上の特にお年寄り等にとっていかにひどい改悪となるかということがご理解いただけると思うんです。そういった意味で、私は反対討論といたします。

○議長（小野隆雄君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） それでは、斑鳩町国民健康保険税の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し上げます。

怪我や病気をしたとき、保険証を持っていけば、かかった医療費の一部を病院の窓口で負担するだけで必要な医療を受けることができる。これは、医療保険に皆が加入しているからであります。しかしながら、現在高齢化が進む中で、国民が消費する医療費は毎年1兆円ずつ増加し、その一方で、医療費の支払いに充てるための保険税は、経済の低迷等で

伸び悩んでおり、この医療費保険制度は危機に瀕しております。

今回、国民健康保険税の所得割額の算定方法が見直されるわけではありますが、長期譲渡所得の問題でよく指摘されますのは、家を単純に住みかえるだけなのに、新しい家を買って手元にお金が残らないのということ、国民健康保険税が最高限度額の課税がされていたとか、公的年金特別控除につきましても、今給与所得者と公的年金受給者とでは控除でかなりの差がある上に、さらに国民健康保険に控除を上乗せしているのはおかしいということが言われており、見直しがなされたところでもあります。

このようなことから、今回の改正は、一概に負担が重くなるとは限らないと考えており、負担の公平の観点からも必要な改正であると考えております。だれでも保険証1枚で医療を受けることのできる国民皆保険制度を守り、安心の基盤である医療保険制度を子どもや孫の時代まで受け継いでいくために、我々に課せられている責任は重大であります。今後も安心して医療サービスを受けることができるよう、本特別会計の健全運営に努めていただくことをお願いいたしまして、賛成の意見とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小野隆雄君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（小野隆雄君） 起立多数であります。よって追加日程1、議案第39号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、追加日程2、議案第40号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって追加日程2、議案第40号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） それでは、議案第40号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第40号

斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成14年9月25日提出

斑鳩町長 小城利重

新旧対照表の説明は省略をさせていただきます、最後につけさせていただきます。要旨の朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例（要旨）

「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第102号）が平成14年8月2日に公布され、同年10月1日から施行されることに伴い、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。斑鳩町国民健康保険条例の改正点は、条例第5条の負担割合についてということでございますが、条例第5条の規定は、従前より国民健康保険法の負担割合と同水準にあり、条例第1条の規定によりまして、法と重複をいたしていることから、第5条の負担割合の規定を削除するものでございます。このたびのこの条例の一部改正にあわせまして、文言の整理をまたあわせて行わせていただいているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、満場一致で原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。7番、野呂議員

。

○7番（野呂民平君） 今の、素直に聞いてまして、なかなか理解ができないんですよ。

もう少しちょっとかみくだいて言うてくれますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 斑鳩町国民健康保険条例のところに、先ほども申し上げましたように、第1条のところに、「この町が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。」ということで第1条に規定をされております。そして、現在斑鳩町が行っておりますのは、法令に定めてあるとおりのことで運営を行わせていただいております。

そして、第5条におきまして、その法令の定めがあるもののほかということで、第5条では、法令と条例の第5条が重複した形で掲載をさせていただいているということで、この第5条の部分につきまして削除をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） ほかにございませんか。 ———これで質疑を終結いたします。

本案については、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議ありとのことです。これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 本案につきましては、条例第5条の負担割合についてであります
が、削除されるものは、退職被保険者とその家族の入院が、これまで2割負担から3割に
ふえるということになっておるわけですね。そういったことが隠されておるわけでありま
して、私どもは、そういうことありますから、反対といたします。

○議長（小野隆雄君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。1
番、森河議員。

○1番（森河昌之君） 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成の
立場から意見を申し上げます。

今回の改正は、高齢化の進展、医療技術の進歩など、医療制度を取り巻く環境が変化す
る中で、国民皆保険制度の将来にわたって持続可能な制度としていくためのものでありま
す。極めて深刻な状況にある医療保険体制の安定を確保するため、患者、加入者、医療機
関といった関係者に等しく痛みを分かち合っていただくことが避けられず、これまでにな
い診療報酬の引き下げを行うとともに、サラリーマンや高齢者にとっても相応の負
担をお願いするなど、思い切った改革を行うということでしております。

しかしながら、3歳児未満の乳幼児は、3割から2割負担となり、また3割負担の統一
に当たっては、あわせて薬剤別途負担を廃止することとなっており、患者負担はその分軽
減されます。自己負担制度額につきましても、高齢者に配慮し設定されているところであ
り、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を確保するには、今回の改正は重要なもの
であると考えております。

本特別会計が健全に運営されますようさらに努力されることを期待いたしまして賛成意

見といたします。議員皆さん方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（小野隆雄君） 起立多数であります。よって追加日程 2、議案第 40 号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、日程 5、各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

各常任委員長から各常任委員会の先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第 121 条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第 10 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたしました。

続いて、日程 6、議会運営委員会の先進地視察についてを議題といたします。

議会運営委員長から委員会の先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第 121 条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第 10 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたしました。

続いて、日程 7、都市基盤整備特別委員会の先進地視察についてを議題といたします。

都市基盤整備特別委員長から委員会の先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第 121 条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第 10 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって都市基盤整備特別委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程8、斑鳩町議会先進地視察についてを議題といたします。議会運営委員長から、議会全体での先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第121条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第2項の規定により、お手元に配付いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

なお、本年度の各委員会等の行政視察研修につきましては、先進地視察計画書に記載されていますように、町マイクロバス使用での実施となっておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、日程9、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

続いて、日程10、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月3日に、平成14年第4回町議会定例会を招集し、平成13年度一般会計、特別会計決算認定を含め20議案を提出させていただき、また本日追加議案として議案第39号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてなど提出させていただいたところ、終始ご熱心にご審議をいただいた結果、いずれの議案につきましても原案どおりご承認を賜り、心より深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

決算審査やそれぞれの議案においてご審議いただいた中でのご意見等や一般質問で賜りました貴重なご意見に対しましては、その内容を十分認識し、今後の行政運営に正しく反映させてまいりたいと考えております。どうか議員皆様方には、引き続きよろしくご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成14年度もはや半ばとなり、本年度計画いたしました事務事業も順調に執行させていただいており、行政の円滑な推進のため、賜りましたご意見を十分踏まえ、職員ともども精いっぱい努力してまいる所存でありますので、議員皆様には引き続きよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

朝夕はめっきり涼しく過ごしやすい気候となりましたものの、日中はまだまだ暑い日が続きますので、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(小野隆雄君) これをもって、平成14年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前11時41分 閉会)